

ベトナム・テト（旧正月）フェスタ2027in鹿児島協賛要領

（趣旨）

第1条 この要領は、ベトナム・テト（旧正月）フェスタ2027in鹿児島（以下「テトフェスタ」という。）の趣旨に賛同する外国人材受入れ企業、監理団体又は登録支援機関等（以下「企業・団体等」という。）が、テトフェスタに協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

（協賛）

第2条 この要領において協賛とは、企業・団体等が鹿児島県・ベトナム交流促進協議会（以下「協議会」という。）に対してテトフェスタの準備及び運営に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供を行う行為をいう。

2 協賛金の提供については、五万円とする。

（募集期間）

第3条 募集期間は、令和8年10月15日から令和8年10月29日までとする。

（協賛の申込等）

第4条 協賛を行おうとする企業・団体等は、ベトナム・テト（旧正月）フェスタ2027in鹿児島協賛申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 会長は、申込書の提出があった場合、第7条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、速やかに受理するとともに、申込書を提出した企業・団体等（以下「申込者」という。）に対しベトナム・テト（旧正月）フェスタ2027in鹿児島協賛申込受理書（別記様式第2号）により受理した旨を通知するものとする。

（協賛金の振込等）

第5条 協賛金の申込者は、前条第2項による通知（以下「受理通知」という。）を受けたときは、協議会が指定する金融機関の口座に振込みの方法により、令和8年11月5日までに協賛金を納付するものとする。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、協議会は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）から領収証の発行の申し出があった場合は、電子データ（PDF）により協賛金の領収書を発行するものとし、書面による領収書は発行しないものとする。

（協賛金の使途）

第6条 協賛金は、その全てをテトフェスタに関連する行事の経費に使用し、目的外の使途には一切使用しないものとする。

（協賛申込の不受理等）

第7条 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とする者
- (2) テトフェスタを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団員等（暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。）

- (6) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあつては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあつてはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - (7) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者
 - (8) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められる者
 - (12) テトフェスタについて、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある者
 - (13) その他法令又は公序良俗に反する者など会長が不相当と判断する者
 - (14) 個人（個人事業者を除く）
- 2 会長は、協賛者が、協賛後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金を返戻する。

附 則

この要領は、令和8年10月15日から施行する。